



■ 利用を希望する物件

下関市空き家バンク事業実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり物件情報を照会します。

※利用登録と同時に物件情報を照会する場合のみご記入下さい。

※一度に3件まで照会できます。

	物件登録番号	物件が所在する町名
	(例) N o . 7	(例) 南部町
1 件目	N o .	
2 件目	N o .	
3 件目	N o .	

記入漏れや添付漏れがないか、今一度ご確認ください。

- 利用者の情報、空き家の利用目的等を記入している。
- 添付書類2点(本人確認書類の写し、返信用封筒(切手を貼付したもの。))が添付されている。